

みんなで目指そう！農作業事故“ゼロ” ～危険予測で安全確保～

■問い合わせ 農林課 農政係 ☎75-4825

9月1日(日)～10月31日(木)まで「秋の農作業安全運動」が実施されています。

農業機械の作業で特に注意すべきことは？

- 県内でトラクター等の転倒、転落による死亡事故が発生しています。道路の路肩や、ほ場の出入り口、傾斜地でのトラクターなどの転倒、転落に十分注意しましょう。
※万一の場合に備えて、安全キャブ・フレーム、シートベルトを着用しましょう！
- トラクター等で道路を走行する時には、反射材や低速車マークを付け、後方から追突されないように十分注意しましょう。
- 作業を始める前は、農機具の取扱説明書の確認や、整備点検を行い安全な運転操作に努めましょう。
- 機械の修理・点検や稲わら等を除去する時などは、必ずエンジンを停止しましょう。
- 機械に衣服などが巻き込まれないよう、作業に適した服装で作業しましょう。

農業機械以外の作業で特に注意すべきことは？

- 脚立やはしご等を使って作業する場合は、落下や転倒をしないよう、足場に十分注意しましょう。

農業機械、その他作業に共通して注意すべきことは？

- 適度な休憩をとり、ゆとりをもって作業しましょう。

ご協力
ください

高齢者要望等 実態調査を実施します

佐賀中部広域連合では、今後の介護保険や高齢者福祉を検討するため、実態調査を行います。

調査は、対象者に郵送で調査票を送付するか、または、調査員が訪問し聞き取る形で行います。

安心して暮らせる地域づくりのために、みなさんのご協力をお願いします。

■調査の目的

介護保険事業計画および高齢者福祉計画策定のための基礎データの集積

■調査基準日 平成25年10月1日(火)

■調査対象者 65歳以上の人（無作為に抽出）

■調査方法

介護保険サービスを受けていない人



郵送による調査

介護保険サービスを受けている人



介護保険サービス事業者などによる面接

■問い合わせ 佐賀中部広域連合
総務課 ☎40-1131

土地取引後は 利用目的と価格の届出が 必要です

一定面積以上の土地を売買などで取引した場合は、「国土利用計画法」により、**買主**は契約締結後2週間以内に、土地の利用目的や取引価格などを土地の所在する市町村を経由して県に届出なければなりません。

届出をしなかったり、虚偽の届出をすると6か月以下の懲役または、100万円以下の罰金が科せられることがあります。

■届出が必要な土地の面積

都市計画区域内 5,000㎡以上
都市計画区域外 10,000㎡以上

■問い合わせ

佐賀県土地対策課 ☎25-7034
都市計画課 都市計画係 ☎75-4827

男性のための料理教室を開催します

主催：多久市食生活改善推進協議会

料理を作ってみたいけど、何から始めればいいのか分からない・・・。

自分の健康のためにも料理が作れるようになりたい！などなど、考えることはありませんか？

これを機会に「男性のための料理教室」に参加しませんか。



- 対象 30歳以上の男性
- 日時 11月14日(木) 9:30～13:00
- 場所 多久市中央公民館 調理室・和室(西)
- 内容 講話、調理実習、試食
- 参加費 400円(テキスト代、食材費含む)
- 持参品 エプロン、三角巾、筆記用具
- 申込期限 10月31日(木)

■問い合わせ・申し込み 健康増進課 健康増進係 ☎75-3355
(食生活改善推進協議会事務局)